

帳簿の記載事項と記載期限

特別管理産業廃棄物を排出する事業者と、設置許可を必要とする産業廃棄物処理施設を有する事業者は、以下の該当する区分の内容について帳簿を作成します。この帳簿は事業場ごとに備え、毎月末までに前月中の必要事項の記載を終了し、帳簿は1年ごとに閉鎖して5年間保存します。(特別管理産業廃棄物を排出する事業者 法第12条の2第14項、規則第8条の18、産業廃棄物処理施設を有する事業者 第12条第13項、規則第8条の5)

区分	記載すべき事項
運搬	1. 運搬年月日
	2. 運搬方法および運搬先ごとの運搬量
	3. 積替または保管を行う場合には、積替または保管の場所ごとの搬出量
処分	1. 処分年月日
	2. 処分方法ごとの処分量
	3. 処分（埋立処分）後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量

注) 石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を明記すること。